大阪堂島商品取引所
OSAKA DOJIMA COMMODITY EXCHANGE

平成２８年３月１７日

プレスリリース

報　道　各　位

理事会決議事項について

平成２８年３月１７日開催の第２２８回定例理事会において下記のとおり決議されましたのでお知らせいたします。

記

１．平成２７年度定率会費確定（案）の件

原案どおり承認された。

＊予納額を確定額とする。

大阪コメ	30 円（税抜）
東京コメ	55 円（税抜）
その他の商品	50 円（税抜）

２．平成２８年度事業計画及び収支予算（案）の件

原案どおり第４４回臨時総会に付議することが承認された。

＊米穀本上場に向け、取引参加者の裾野拡大及び市場利便性の向上を追求した制度改善に重点的に着手するとともに、財務基盤の強化、ザラバ導入準備、次世代商品の研究及びデリバティブ普及啓蒙に併せて取り組むもの。

＊予算案総額は３４７，４１０，０００円（前年比　６％減）

振興関係費に重点配分するとともに経費節減に努めるもの

３．平成２８年度会費の賦課及び徴収方法（案）について

原案どおり第４４回臨時総会に付議することが承認された。

＊定額会費：前年と同額とした。

受託会員　125,000 円（税抜）

一般会員　 20,000 円（税抜）

予納定率会費：前年から１円減額した。

大阪コメ　　29 円（税抜）

東京コメ　　54 円（税抜）

その他の商品　49 円（税抜）

受渡手数料：前年と同額とした。（100 円（税抜））

４．第４４回臨時総会付議事項及び日時の件

原案どおり承認された。

＊日　時　　平成２８年３月３０日（水）午後３時

場　所　　本所６階大会議室

議　案

①　平成２８年度事業計画及び収支予算（案）の件

②　平成２８年度会費の賦課及び徴収方法（案）の件

５．農産物（大阪コメ）現物先物取引価格調整表（案）及び農産物（東京コメ）現物先物取引価格調整表（案）の制定について（資料１）

原案どおり承認された

以　上

資料１

農産物（大阪コメ）現物先物取引価格調整表及び
農産物（東京コメ）現物先物取引価格調整表の制定の件

現在の価格調整表は、大阪コメ・東京コメともに平成 28 年 9 月限までの適用であるため、平成 28 年 10 月限が新甫発会（大阪コメは 4 月 11 日、東京コメは 4 月 21 日）するまでに新たな価格調整表を制定する必要がある。

ついては、資料１－(1)、(2)の通り価格調整表（案）を制定するが、受渡供用品の調整額、等級及び新旧の調整額は前回を踏襲し、年産表記の変更にとどめることとした。

以上

平成 28 年 3 月 17 日制定

農産物（大阪コメ）現物先物取引価格調整表

平成 28 年 10 月限～平成 29 年 9 月限適用

大阪堂島商品取引所

(60 kgにつき)

<table>
<tr><td>標　準　品</td><td colspan="5">平成 28 年産　大阪コメ（滋賀県産コシヒカリ及び三重県産コシヒカリ）
農産物検査法に基づく検査規格水稲うるち玄米　1等品</td></tr>
<tr><td rowspan="4">受 渡 供 用 品</td><td colspan="5">国内産コシヒカリ
農産物検査法に基づく検査規格水稲うるち玄米 1 等品及び 2 等品</td></tr>
<tr><td colspan="2">平成 28 年産</td><td colspan="2">平成 27 年産</td><td rowspan="2">供用期限</td></tr>
<tr><td>1　等
調整額</td><td>2　等
調整額</td><td>1　等
調整額</td><td>2　等
調整額</td></tr>
<tr><td></td><td>減額 600 円</td><td>減額 1,500 円</td><td>減額 2,100 円</td><td>平成 28 年
12 月限まで</td></tr>
</table>

【留意事項】

1．受渡品故障申立て（品質のみ）の値引限度額は、60kg につき 1,000 円とする。

2．福島県産コシヒカリの地域区分は以下の通りとする。

⑴　会　津‥‥‥会津若松市、喜多方市、耶麻郡、河沼郡、大沼郡又は南会津郡のいずれかを生産地とするもの

⑵　中通り‥‥‥福島市、郡山市、二本松市、伊達市、須賀川市、白河市、田村市、本宮市、伊達郡、安達郡、田村郡、岩瀬郡、石川郡、西白河郡又は東白川郡のいずれかを生産地とするもの

⑶　浜通り‥‥‥いわき市、相馬市、南相馬市、相馬郡又は双葉郡のいずれかを生産地とするもの

3．本所の受渡しに供用するものは、次の条件を満たしたものに限る。

⑴　農産物検査法に基づく農産物規格規程（農林水産省告示第 244 号）に定める産地品種銘柄であって、同法に基づく品位等検査の検査証明書を交付されたもの

⑵　受渡単位ごとに産地品種銘柄、産年及び等級が同一のものであって、正味 30kg 紙袋のもの

⑶　食品衛生法に抵触しないもの

⑷　米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律第３条及び第５条に規定する記録が作成され、かつ、同法第４条に規定する産地情報の伝達がなされたもの

⑸　米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（農林水産省令第 63 号）第１条に規定する「用途限定米穀」または「食用不適米穀」 に該当しないもの

⑹　農産物規格規程に定める紙袋に包装され、１袋の量目が正味 30kg の水稲うるち玄米

⑺　一般流通品以上の品位を有するもの

⑻　破損又は障害等の事故品を取り除いたもの

4．貨物運送運賃は別に定めるとおりとする。

平成 28 年 3 月 17 日制定

農産物（東京コメ）現物先物取引価格調整表

平成 28 年 10 月限～平成 29 年 9 月限適用

大阪堂島商品取引所

(60 kgにつき)

<table>
<tr><td>標　準　品</td><td colspan="5">平成 28 年産　東京コメ（群馬県産あさひの夢、栃木県産あさひの夢、埼玉県産彩のかがやき、千葉県産ふさおとめ、千葉県産ふさこがね）
農産物検査法に基づく検査規格水稲うるち玄米　1等品</td></tr>
<tr><td rowspan="4">受渡供用品</td><td colspan="5">農産物検査法に基づく検査規格水稲うるち玄米 1 等品及び 2 等品</td></tr>
<tr><td colspan="2">平成 28 年産</td><td colspan="3">平成 27 年産</td></tr>
<tr><td>1　等</td><td>2　等</td><td>1　等</td><td>2　等</td><td rowspan="2">供用期限</td></tr>
<tr><td>調整額</td><td>調整額</td><td>調整額</td><td>調整額</td></tr>
<tr><td></td><td>減額 600 円</td><td>減額 1,000 円</td><td>減額 1,600 円</td><td>平成 28 年
12 月限まで</td></tr>
</table>

【留意事項】

1. 受渡品故障申立て(品質のみ)の値引限度額は、60kg につき 600 円とする。

2. 本所の受渡しに供用するものは、次の条件を満たしたものに限る。

(1) 農産物検査法に基づく農産物規格規程(農林水産省告示第 244 号)に定める産地品種銘柄であって、同法に基づく品位等検査の検査証明書を交付されたもの

(2) 受渡単位ごとに産地品種銘柄、産年及び等級が同一のものであって、正味 30Kg 紙袋のもの

(3) 食品衛生法に抵触しないもの

(4) 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律第3条及び第5条に規定する記録が作成され、かつ、同法第4条に規定する産地情報の伝達がなされたもの

(5) 米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令(農林水産省令第 63 号)第1条に規定する「用途限定米穀」または「食用不適米穀」に該当しないもの

(6) 農産物規格規程に定める紙袋に包装され、1袋の量目が正味 30kg の水稲うるち玄米

(7) 一般流通品以上の品位を有するもの

(8) 破損又は障害等の事故品を取り除いたもの

3. 貨物運送運賃は別に定めるとおりとする。